

令和3年度安芸市一般廃棄物処理実施計画

1. 実施目標と数値目標

(1) ごみの総排出量を抑制し、ごみの減量化を図る

①ごみ排出量 540g/人日 以下 一般家庭から集積場所に排出される一般ごみ・金属ごみ
分別収集量 125g/人日 以上 一般家庭から集積場所に排出される資源ごみ

②一人一日当たりごみ総排出量 1150g/人日 以下

(2) リサイクルを推進し、リサイクル率を向上させる

リサイクル率18.3%

2. 1年間の一般廃棄物の発生量と処理量の見込み

(1) 一般廃棄物の発生量

A ごみ

① 収集区域内人口	16,716 人	(令和3年3月31日時点 安芸市人口)
② 計画収集人口	16,716 人	
③ ごみ排出量 (内は令和2年度実績)		
・家庭ごみ (ごみ収集)	3,295 t	(3,513 t)
〃 (分別収集)	763 t	(737 t)
・事務系ごみ	897 t	(955 t)
・直接搬入	2,130 t	(2,269 t)
	<u>計 7,017 t</u>	

B し尿・浄化槽汚泥

① 収集対象人口	13,322 人	
② 計画収集人口	16,716 人	
③ し尿・浄化槽汚泥排出量 (内は令和2年度実績)		
・し尿	5,969kl	(6,053kl)
・浄化槽汚泥	3,001kl	(2,892kl)
	<u>計 8,970kl</u>	

(2) 一般廃棄物の処理量

A ごみ処理計画量

・リサイクル	1,284 t
・溶融処理 (安芸広域メルトセンター)	5,733 t
	<u>計 7,017 t</u>

B し尿・浄化槽汚泥処理計画量

・し尿	5,969 kl
・浄化槽汚泥	3,001 kl
	<u>計 8,970 kl</u>

3. 一般廃棄物の処理基本方針

(1) 一般廃棄物処理の基本理念

安芸市の美しい自然環境を次世代に引き継ぐためには、物質的豊かさや効率のみを追い求める考え方から、環境への負荷を減らし自然との調和を重視する考え方へと人間社会を変えていかなければならない。

私達の住む地域環境と地球環境は密接に関係していることや、私たちの日々の暮らしの中で消費しているものの、原料は世界中につながっていることを再認識し、限りある資源を大切に地球環境の保全に取り組んでいかなければならない。

(2) 廃棄物に対する責任と役割を明確化

生産⇒流通⇒消費⇒廃棄という各段階の責任と役割を明確にし、「ごみとして処理困難なものをつくらない」・「ごみになるものは買わない」・「ものを大切にし、すぐに捨てない」を基本にごみの発生を抑制する取り組みを展開する。

また、最終的にごみとなるものについて、「資源をごみにまぜない」といった意識を市民・事業者・行政の三者が共通して認識し、廃棄物の発生抑制・減量化に取り組んでいく必要がある。

(3) 廃棄物の減量化と分別・リサイクルの推進

市民・事業者が排出するごみは全体としては減少傾向にあるが、ごみ処理の効率化及び経費の節減を図るため、なお一層ごみの減量化と分別収集に力を注がなければならない。

引き続き、分別収集及びごみの減量化を啓発し、再資源化に取り組み、リサイクル率の向上を図る。

(4) ごみ収集区分の周知徹底

ごみカレンダーやごみ分別辞典等を活用し、広報やホームページ等により市民・事業者へ収集区分を周知し、収集業務を円滑に遂行する。

4. 一般廃棄物の排出抑制について施策の方向性

(1) 地域・家庭でのごみ減量とリサイクルの推進

① ごみを減らすため、買わない・つくらない・捨てない・混ぜないの4つの「ない運動」を展開

- ・ マイバッグ持参や簡易包装を選ぶなどの意識啓発の実施
- ・ ホームページを随時更新し、ごみ減量やリサイクルの工夫等の実例の情報提供
- ・ わかりやすい分別マニュアルの周知
- ・ リサイクル啓発キャンペーンの展開
- ・ 再生品の積極的な使用の呼びかけ

② 環境教育の推進

- ・ 一般廃棄物最終処分場の見学や中・高校生の職場体験の受け入れ
- ・ 小学校へのお出前講座の開催
- ・ 各公民館での環境活動の推進

③ 生ごみ処理の推進

- ・ コンポスト容器、EM容器、生ごみ処理機などの機器購入者に対する補助事業の実施
- ・ 給食センター等の厨芥ごみを回収し、堆肥化

④ 収集日以外のごみ出し禁止と収集指定袋での排出徹底

⑤ 野焼き、不法投棄対策の強化

(2) 事業者から発生するごみを抑制する取り組み

- ① 事業者から発生するごみの減量とリサイクルの推進
 - ・ごみ減量化や資源化について、チラシ等を通じて啓発
 - ・セットメニューや提供量を調整し、食べきりとなるようにする。
- ② 市民が買い物をする段階でのごみ発生を回避できる量販店等の仕組みづくり
 - ・量売りや対面販売の推進
 - ・簡易包装協力店の推奨
- ③ 製造や販売の段階でのごみの発生を抑制
 - ・長期間使用できる製品や再生利用しやすい製品の開発
 - ・再生利用可能な容器や包装の使用
 - ・流通包装材、梱包材の使用をできるだけ控える

5. 事業者と市民の行動

(1) 事業者の行動

- ① ごみになるものは買わない・つくらない仕組みづくり
 - ・バラ売りや量売りを推進し、消費者が必要な分だけ購入できる環境づくり
 - ・マイバッグ持参を推奨
 - ・くり返し使える商品の開発、製造、販売
- ② ごみをすぐ捨てない仕組みづくり
 - ・自転車などの修理できるものは修理を行う
- ③ 資源をごみにまぜない仕組みづくり
 - ・分別や再資源化しやすい商品の開発、製造、販売
 - ・事務用品等には再生品を積極的に購入する

(2) 市民の行動

- ① ごみになるものは買わない
 - ・買い物の際にはマイバッグを持参
 - ・自ら簡易包装を申し出る
 - ・使い捨ての商品はなるべく使わないようにする
 - ・必要なものを必要な量だけ買う
 - ・リターナブルびんを積極的に利用する
- ② ごみをつくらない
 - ・冷蔵庫へ消費期限の表示や料理を工夫するなどして、消費期限切れを防ぐ
 - ・料理の作りすぎ、食べ残しをしない
 - ・外食で食べきらない料理を注文しない
- ③ 使用した物をすぐに捨てない
 - ・家具や家電製品などは長く使えるものを選ぶ
 - ・使えるものは修理する
 - ・一時期のみ必要なものは、レンタルをする
 - ・リサイクルショップ、フリーマーケットの活用
 - ・捨てる前に使い道がないか考える
- ④ 資源となるものをごみに混ぜない
 - ・分別のルールを守って100%リサイクルに努める
 - ・量販店での資源回収の活用
 - ・畑や庭のある方はコンポスト容器で堆肥化を行い、ない方は生ごみ処理機などの積極的利用を図る
 - ・再資源化が可能な商品や再生品などを選ぶ
- ⑤ 環境問題やごみ処理に関心を持つ
 - ・新聞やテレビなど環境に関する情報に興味を持つようにする
 - ・環境に関するイベントに参加する

6. 一般廃棄物の処理の主体

(1) 家庭から生じる一般廃棄物

市の一般廃棄物処理基本計画に基づき、家庭から生じる一般廃棄物（一般ごみ・資源ごみ）の収集運搬・中間処理・最終処分は行政が行う。ただし、粗大ごみの収集運搬については原則自己搬入もしくは一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼するものとする。また、家電リサイクル法の対象となる家電製品や資源有効利用促進法により適正に処理すべきパソコンについても、それぞれの法に基づき、排出者が処理を行う。

(2) 事業系一般廃棄物

事業活動に伴い生じる一般廃棄物については、再資源化や自己処理が可能なものはできるだけ自己処理に努め、自己処理できない一般廃棄物は中間処理及び最終処分を市が行う。その場合の収集・運搬については事業者が行うものとする。また、食品リサイクル法の適用事業所は適正処理をしなければならない。

7. 一般廃棄物処理施設の運営

(1) 施設の運営

- ① ごみ処理施設・・・安芸広域メルトセンター（高温ガス化直接熔融方式、施設規模80トン）
安芸広域9市町村から排出される、可燃ごみの処理を行っている。
（立地場所は安芸市伊尾木地区、事業主体は安芸広域市町村圏事務組合）
- ② し尿処理施設・・・安芸市清浄苑（汚泥再生処理センター）
安芸市内で排出されるし尿、浄化槽汚泥の処理をおこなっている。また、汚泥の一部と給食センター等の給食残渣（生ごみ）を配合した堆肥を生産し、希望に応じて市民に配布している。

(2) 現有施設の活用

- ① 一般廃棄物最終処分場
- ② リサイクルプラザ
 - ・空缶等選別圧縮機 空缶類及び金属類の選別圧縮処理
 - ・不燃系粗大ごみ破碎機 不燃系粗大ごみの破碎・選別処理
 - ・可燃性粗大ごみ破碎機 可燃系粗大ごみの破碎処理
 - ・PETボトル圧縮機 PETボトルの圧縮・梱包処理
 - ・蛍光灯リサイクル破碎機 蛍光灯の破碎
 - ・発砲スチロール減容器 発砲スチロール減容固化処理
 - ・ストックヤード 缶、びん類、PETボトル、スチロール、金属、家電雑品、紙類、布類、乾電池、蛍光灯 など
- ③ 清浄苑 し尿、浄化槽汚泥の処理（水処理・汚泥処理）
し尿汚泥堆肥の生産、残汚泥の焼却

8. その他一般廃棄物の処理に関すること

(1) 収集処理体制

- ① 市が行うごみ収集・処理は基本的に直営で行う。
- ② 事務系ごみの運搬収集については、自己搬入もしくは一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼するものとする。
- ③ 粗大ごみ（家電4品目を除く）の収集運搬については、自己搬入もしくは一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼するものとする。
- ④ 自力でごみ等を集積場所に排出することが困難な世帯で、かつ親族や近隣住民の協力を得ることが困難な状況にある次の世帯を対象にごみ等の戸別収集を行う。
 - ・ホームヘルプサービス（介護保険制度の訪問介護サービス、障害者自立支援制度の居宅介護サービス）の利用により、ごみ出し支援が必要と認められる単身世帯
 - ・ホームヘルプサービス利用者のいる世帯で、利用者以外の世帯全員が次に該当し、ごみ出し支援が必要と認められる世帯
 - (1) 介護保険制度の要支援若しくは要介護認定を受けている者、介護予防・生活支援サービス事業の対象者
 - (2) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを有する者
- ⑤ 自力で粗大ごみ（家電4品目を除く）を自己搬入することが困難な世帯で、下記に該当する世帯に対し粗大ごみの個別収集を行う。
 - ・75歳以上の高齢者、障がい者又は運転免許を有していない者のみの世帯
- ⑥ し尿処理施設の運転管理は業者委託とし、収集運搬は一般廃棄物収集運搬許可業者とする。

(2) 収集車輛

区 分	車 輛	最大積載量	台数	
ご み	市所有車	パッカー車	3.5 t車	6
		ダンプ車	2.0 t車	2
			4.0 t車	2
			軽四	3
	トラック車	2.0 t車	1	
	許可業者所有車	10.0 t以上	17	
		10.0 t未満	18	
		4.0 t以下	72	
		2.0 t以下	34	
		軽四	43	
し 尿	市所有バキューム車	軽四	1	
	許可業者所有バキューム車	3.0 t車	2	
		2.0 t車	6	

(3) ごみ収集計画

ごみ分類/収集地区	月曜日	火曜日	水曜日			木曜日	金曜日
			毎週	第1・3	第2・4		
一般ごみ	下山 伊尾木 土居 僧津 本町1～5丁目 赤野 穴内 馬ノ丁 津久茂町 清和町 千歳町 日ノ出町 寿町	井ノ口 栃ノ木 黒鳥 植野 宝永町 幸町 染井町 桜ヶ丘町 庄之芝町 久世町 花園町 東浜 港町1・2丁目 矢ノ丸1～4丁目 内原野 花 川北 江川 小松原	畑山 尾川 八ノ谷 丸石 黒瀬 大井 古井 別役 入河内 奈比賀 長山	中郷(第3のみ)		下山 伊尾木 土居 僧津 本町1～5丁目 赤野 穴内 馬ノ丁 津久茂町 清和町 千歳町 日ノ出町 寿町	井ノ口 栃ノ木 黒鳥 植野 幸町 宝永町 桜ヶ丘町 染井町 久世町 庄之芝町 花園町 東浜 港町1・2丁目 矢ノ丸1～4丁目 内原野 花 川北 江川 小松原
缶・紙・布・ペットボトル	井ノ口 栃ノ木 黒鳥 植野 宝永町 幸町 染井町 桜ヶ丘町 庄之芝町 久世町	下山 伊尾木 土居 僧津 本町1～5丁目	畑山 尾川 八ノ谷 丸石 黒瀬 大井 古井 別役 入河内 奈比賀 長山	中郷(第3のみ)		東浜 花園町 港町1・2丁目 矢ノ丸1～4丁目 内原野 花 川北 江川 小松原	赤野 穴内 馬ノ丁 津久茂町 千歳町 清和町 寿町 日ノ出町
ビン・危険有害ごみ			毎週 畑山 尾川 八ノ谷 丸石 黒瀬 大井 古井 別役 入河内 奈比賀 長山	第1・3 井ノ口 栃ノ木 黒鳥 植野 幸町 宝永町 桜ヶ丘町 染井町 久世町 庄之芝町 赤野 穴内 馬ノ丁 津久茂町 千歳町 清和町 寿町 日ノ出町 中郷(第3のみ)	第2・4 下山 伊尾木 土居 僧津 本町1～5丁目 内原野 花 川北 江川 小松原 花園町 東浜 港町1・2丁目 矢ノ丸1～4丁目		

ごみ分類/収集地区	月曜日	火曜日	水曜日			木曜日	金曜日
			毎週	第1・3	第2・4		
金属ごみ			畑山 尾川 八ノ谷 丸石 黒瀬 大井 古井 別役 入河内 奈比賀 長山	下山 伊尾木 土居 僧津 本町1～5丁目 内原野 花 川北 江川 小松原 花園町 東浜 港町1・2丁目 矢ノ丸1～4丁目 中郷(第3のみ)	井ノ口 栃ノ木 黒鳥 植野 幸町 宝永町 桜ヶ丘町 染井町 久世町 庄之芝町 赤野 穴内 馬ノ丁 津久茂町 千歳町 清和町 寿町 日ノ出町		

(4) ごみの中間処理、最終処分、資源化の方法

区 分	中 間 処 理	最終処理又は資源化方法
一般ごみ	溶融(安芸広域処理センター)	メタル・飛灰は山元還元
金属ごみ	破碎・選別	資源回収業者
家電雑品	選別	資源回収業者
缶類	選別・圧縮	資源回収業者
紙、布類	選別	資源回収業者
びん類	3種類選別	資源回収業者・指定法人
PETボトル	選別・圧縮・梱包	指定法人
乾電池・蛍光灯	選別・破碎	指定法人
発泡スチロール	溶融固化	資源回収業者
不燃性粗大ごみ	破碎・選別 溶融(安芸広域処理センター)	鉄類は資源回収業者 プラ等その他は溶融
可燃性粗大ごみ	破碎 溶融(安芸広域処理センター)	

ごみ区分表

ごみ区分名称	収集回数	収集方法 (有料・無料)
一般ごみ	週2回	有料指定袋
金属ごみ・家電雑品	月2回	有料指定袋
缶類 (資源ごみ)	週1回	ネット袋 (無料)
紙類 (資源ごみ)	週1回	紐で縛る (無料)
布・古着 (資源ごみ)	週1回	紐で縛る (無料)
PETボトル (資源ごみ)	週1回	ネット袋 (無料)
ビン (資源ごみ)	月2回	コンテナ (無料)
乾電池・蛍光灯 (有害ごみ)	月2回	コンテナ (無料)
ライター (危険ごみ)	月2回	コンテナ (無料)

* 一般ごみは、生ごみ、紙ごみ、プラスチック類、ガラス、陶器、ゴム、草木、プラスチック容器包装類など

* 金属ごみは指定袋に入る大きさまでとし、それ以上の大きなものは粗大ごみとして、排出者自らの直接搬入とする。

* ライターは溶融処理可能だが、一般ごみに混ぜ込まれると収集時にパッカー車の荷台で火災を起こす可能性があるため、従来どおり区分して収集するものとする。